

島原市障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号）第 9 条第 1 項の規定に基づき、本市における障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため、下記のとおり調達方針を定めるものである。

1 調達方針の適用範囲

この調達方針は、島原市の庁内全部署を対象とする。

2 調達する物品等

調達を推進する物品等は、以下に掲げるものとする。

- ・物品（事務用品・書籍、食料品・飲料、小物雑貨、その他）
- ・役務（印刷、クリーニング、清掃・施設管理、情報処理・テープ起こし、飲食店等の運営、その他）

3 物品等の調達目標

令和 5 年度における本市の調達目標は、以下のとおりとする。

物品等の種類	調達目標額
物 品	3 5 8 千円
役 務	4, 3 3 0 千円
合 計	4, 6 8 8 千円

4 調達の実施

障がい者就労施設等からの物品等の調達に当たっては、予算の適正な執行に配慮しつつ、随意契約の活用も視野に入れながら実施するものとする。

また、長崎県障害者共同受注センターと連携し、同センターを仲介者とする調達も可能とする。

なお、次年度の調達方針を当該年度の末日までに作成し公表することが望ましいことから、可能な限り早期発注、早期調達に努めるものとする。

5 調達実績の取りまとめと公表

調達実績については、当該年度終了後、遅滞なく取りまとめ、市ホームページ等を通じて公表するものとする。

6 地元中小企業等への配慮

高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）に基づいて設置されたシルバー人材センターや、地元中小企業の事業活動などに十分配慮しながら、障がい者就労施設等からの調達に努めるものとする。

7 調達方針の担当窓口

この調達方針の担当窓口は、福祉保健部福祉課とする。

8 その他調達の推進に関する事項

福祉保健部福祉課は、障がい者就労施設等が提供可能な物品及び役務の情報収集に努め、庁内各部署へ情報を提供する。庁内各部署は、可能な限り積極的に障がい者就労施設等への発注に努めるものとする。